

令和3年度千葉市「食のブランド」プロモーション等業務委託 (千葉市「食のブランド化」推進事業) 仕様書

1 委託業務名

令和3年度千葉市「食のブランド」プロモーション等業務委託(千葉市「食のブランド化」推進事業)

2 適用範囲

本仕様書は、本市が行う千葉市「食のブランド」プロモーション等業務委託に当たり、受託者が守らなければならない業務に関する一般事項を示すものである。

3 事業の目的

令和元年度に策定した「千葉市『食のブランド』戦略(提言)」に基づき、本市の食のブランド確立への中長期的な取り組みを通じ、市産品の高付加価値化及び市内事業者の競争力強化を推進するため、令和2年度に立ち上げた本市独自の認定制度である「千葉市食のブランド『千』」の市内外の知名度向上を図るとともに、高付加価値商品として認定品及び認定サービス(以下「認定品」という。)の市内外における販路確保を目指す。

本事業においては、千葉市食のブランド「千」並びに認定品の特長及び魅力を発信することにより、首都圏を中心とした一般消費者に対するブランドの認知獲得及びブランド自体の価値向上を図ることを目的とする。

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日までとする。

なお、期間終了前であっても、委託業務のうち完成したものについては、市は受託者に提出を求めることができる。

5 千葉市食のブランド「千」認定品数

令和2年度 10件

令和3年度 10件以上新規認定予定

6 委託業務の内容

(1) プロモーションプランの作成業務

ア 年間プロモーションプランの作成

ターゲット及び目的を明確にした上で、ターゲット層に訴求する効果的な実施時期、内容及び方法とし、適宜効果を測定し改善を図ること。

なお、プラン内容は応募者の提案に基づき、市及び市が別途委託する「千葉市『食のブランド』認定事務局運営等業務」受託事業者と協議の上、決定する。

イ 次年度プロモーションプランの提案

本業務の成果と課題を検証し、次年度の事業実施に向けた提案を行うこと。

(2) 情報発信業務

ア ホームページの更新

千葉県食のブランド「千」や認定品の情報発信機能を維持するとともに、認定申請の受付ができるようにすること。

また、下記の情報発信手法と関連付ける等、ページアクセス数の増加に繋がる効果的な手法を検討すること。

イ SNS等を活用した情報発信

ブランド認知向上のため、SNSの活用、オンラインイベントの開催、雑誌等の紙媒体への掲載等、情報発信効果を高める取り組みを行うこと。

なお、取り組み内容、連携先の選定、回数等については応募者の提案に基づき、市と協議の上、決定する。

(3) プロモーションツールの作成関連業務

ア 販促物の作成

(5) に記載の催事等において使用する、販促用物品を作成すること。

なお、物品及び仕様は、次のとおり想定しているが、応募者の提案に基づき、市と協議の上、最終的に決定する。

(ア) ロールアップバナー

防災高発色クロス W850×H1840mm

(イ) テーブルクロス

防災ターポリン W1800×D450×H700mm

(ウ) タペストリー

防災高発色クロス W900×H2000mm

(エ) 展示パネル及びフレーム

a パネル

塩ビシート+スチレンボード (A1)594×841 mm

厚み 7 mm(スチレンボード)

屋内用、表面 UV ラミネート加工

b フレーム

アルミニウム 10 mm

(オ) のぼり (ポール・スタンドセット)

サイズ 幅 600mm×高さ 1,800mm

生地 テトロンボンジ (ポリエステル 100%)

イ スチール写真の撮影

市が別途委託する「令和3年度千葉県『食のブランド』認定事務局運営等業務」受託事業者が作成する、ポスター、カタログ等の認定品広報物への掲載を目的とした、写真撮影を行うこと。

なお、撮影場所の確保、認定品を有する事業者（以下、「認定事業者」という。）との調整等、撮影に係る業務は全て受託者側で対応すること。

また、撮影に当たっては、「令和3年度千葉県『食のブランド』認定事務局運営等業務」受託事

業者と、広報物のコンセプト等について十分に協議、調整を行うこと。

(4) 認定品の販売支援業務

Eコマースを活用しての認定品販売に向け、認定事業者との出品に係る調整、販売サイトの選定、商品掲載等、販売開始に至るまでの業務を行うとともに、認定事業者が円滑に販売を開始できるよう、適切な支援を行うこと。

また、販売に際しては、SNS等を活用した販路開拓も併せて実施すること。

なお、販売サイトは、既設の本ブランド紹介ウェブサイト上に新たにシステムを構築して販売管理を行うものではなく、外部サイト（楽天市場、Yahoo!ショッピングサイト等）を活用しての販売を想定しているが、販売手法、活用サイト等は応募者の提案に基づき、市と協議の上、最終的に決定することとし、応募者が有する外部サイトのEC販売店舗を用いて販売することも可能とする。

(5) 催事等の企画運営業務

ア 認定品発表会、認定証授与式及び認定品販売会の企画運営 1 開催以上

令和3年度認定品の発表及び認定証授与式の企画運営を行うこと。

また、当該イベントにおいて認定品（令和2年度分も含む）の周知及び販売促進のためのイベントを併せて実施することとし、会場との調整から設営、運営に至るまで、開催に係る業務は全て受託者側で対応すること。

なお、開催場所、開催時期、日数等は、次のとおり市が確保することを想定しているが、応募者の提案に基づき、市と協議の上、最終的に決定する。

a 開催場所 イオンモール幕張新都心

グランドモール1階催事スペース「イオンコート」

b 開催時期 2月中旬から下旬

c 開催日数 2日間（土・日）

d 開催時間 10時から18時

e 備考

(a) 認定品発表会及び認定証授与式は、いずれか一方の日程で実施することとし、会場内にステージを設け、市長の登壇を想定。

(b) 什器（機材）は、会場側で用意する方向で調整中（設営は受託者）。

(c) 認定サービスの出店方法については、その内容に応じ、別途協議の上、決定。

イ 認定事業者への出店支援

販売する認定品の納品管理、認定事業者間の調整、帳合業務、在庫管理等、認定事業者が円滑に商品を販売できるよう支援業務を行うこと。

7 千葉市食のブランド「千」認定事務局運営等業務受託事業者との連携

千葉市「食のブランド化」推進事業の実施に当たっては、市が別途委託する「令和3年度千葉市『食のブランド』認定事務局運営等業務」受託事業者が事業全体の管理、ブランドイメージの管理等ブランドマネジメントを実施するもとの、一般消費者向けの認定品のプロモーションを実施することとし、事業の実施に当たっては、両者が連携を密にとって進めること。

8 成果品

委託期間終了までに、次のものを提出すること。

ア 事業実績報告書 5部

Microsoft Word、Microsoft Excel、PowerPoint 等で作成し、CD-ROM（又はDVD-ROM）でも1枚納品すること。

イ 本委託業務に係る制作物データ CD-ROM（又はDVD-ROM）1枚

9 想定スケジュール

令和3年7月 契約締結、年間プロモーションプラン策定

8月以降 プロモーション開始

11月 認定品決定

12月以降 認定品及び認定事業者写真撮影

令和4年2月 認定品公表

3月 事業実績報告、次年度に向けた事業の振り返り

10 提案に当たっての留意事項

- (1) 千葉市「食のブランド」戦略に基づき、事業の目的達成のために社会情勢も考慮した上で、効果的な事業の提案を行うこと。
- (2) 次年度以降の計画的な事業実施につなげるものとする。
- (3) 千葉市制100周年などのイベントや市が連携協定等を結ぶ事業者との関係性等を効果的に活用し事業を実施する。
- (4) 受託者は、千葉市「食のブランド」のプロモーションを市と協働で行う立場として、市の指定する庁内外メンバーと連携して事業を遂行すること
- (5) 昨今の社会情勢とライフスタイルの変化に応じて、WEB等を活用した情報発信とEコマースの効果的な連動を重視すること。
- (6) 本委託事業に係るすべての経費は、委託費に含むものとする。

11 業務の再委託

受託者は、業務の過半を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、契約締結前に市と協議し、市の承諾を得なければならない。

受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合は、再委託先に本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為及びその結果に対するすべての責任を負うものとする。

12 その他

- (1) 受託者は、本業務委託実施に当たり、随時市と協議を行い、意思疎通を図るとともに、指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務委託の遂行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、前もって市及び受託者双方の協議の上、この指示に従わな

ければならない。

- (3) 成果品及び資料はすべて市に帰属し、受託者が公表することは認めない。
- (4) 受託者は、本業務委託の遂行に当たり知り得た、市、生産者、事業者等の情報と個人情報の取扱いについて十分注意し、本業務委託終了後も、他へ開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務委託の遂行に関連し第三者へ損害が発生した場合、その損害が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、受託者の責任においてその損害を賠償すること。
- (6) 本業務委託に関連して得た各種個人情報については、千葉県個人情報保護条例（平成17年千葉県条例第5号。以下「条例」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱い・管理を行うこと。またそれらの個人情報の漏えいにより生じた損害については、すべて受託者の責任において処理すること。
- (7) 受託者は、本仕様書、契約約款及び関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行しなければならない。
- (8) 本業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策、事故防止策等、安全の確保に十分配慮すること。